

令和8年度学校体育施設スポーツ開放登録要領

本事業は、学校教育に支障のない範囲で、市内小中学校の体育施設を開放する事業です。社会体育施設（市民体育館等）の利用とは異なり、学校教育が最優先となるため、学校都合により利用直前のキャンセル等が生じる可能性があること、各施設の設備等が本事業のために整備されることはないこと、その他本要領に記載の事項等を十分ご理解のうえ、ご登録ください。

1. 登録申請について

登録団体の要件

- (1) 成人の代表者を含む10名以上の団体であること。
- (2) 構成員の半数以上が栗東市に在住、在勤又は在学している団体であること。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動を行う団体であること。

登録手続き

① 事業規則の確認

市HPから規則を確認し、利用方法及び注意点等を確認。

② 登録申請

申請期間：令和8年1月13(火)～随時受付

なお、年間の利用調整会議を下記の日程で開催します。

年間調整が必要な団体は必ずご参加ください。

1月20日(火)：金勝小・治田小・治田東小・治田西小

1月21日(水)：大宝小・大宝東小・大宝西小・葉山小・葉山東小

1月22日(木)：栗東中・栗東西中・葉山中

★登録フォームから申請（スマートフォン可）

登録者名簿は直接入力とデータ添付を選択できます。

※添付の場合、あらかじめ名簿データを作成のうえフォーム入力に入ってください。

（申請フォーム及び名簿の元データは市HPに掲載）

★所定の申請書を提出（申請書様式は市HPに掲載）

- ・窓口へ提出 ⇒栗東市役所3階 スポーツ・文化振興課へ

⇒申請内容検査

検査が完了しましたら、登録証の発行、予約システムのログイン情報を配布します。

③登録料納付（基本 登録料：年間 1,000 円／人）

検査完了の連絡を受けた団体は、スポーツ・文化振興課（栗東市役所3階）にて指定の登録料を納付してください。

④登録証交付

①～③を完了した団体には登録証を交付します。

利用申請、活動の際等は常に携帯し、提示できるようにしておいてください。

2. 留意事項

開放する施設及び時間

①市内各小学校（体育館／運動場）

期間	曜日	昼間	夜間
通年	月～金		17:00～21:00
	土日祝	9:00～17:00	17:00～21:00

※大宝東小学校運動場の開放曜日は火・木・金・日のみ。

②市内各中学校（体育館／柔剣道場）

期間	曜日	昼間	夜間
4月～11月	全曜日		19:30～21:30
12月～3月	全曜日		19:00～21:00

○年末年始 12月26日～翌年1月3日は開放期間外です。

○改修工事等に伴い、年度途中より長期に利用不可となる施設が出てくる可能性もあります。可能な限り早期連絡に努めますが、緊急の場合含め、振替施設の割り当て等はできませんのでご了承ください。

管理指導員の設置

各団体において、管理指導員の設置をお願いしています。

管理指導員は利用にあたっての構成員の安全確保、施設の管理（点検・戸締り等）等、適正な利用に向けた構成員への管理指導を行っていただきます。

必ず活動場所で指導ができる成人の方（代表者と兼務可）を選出してください。

利用時の注意事項（登録前に確認すべき事項抜粋）

①全利用団体共通

- ・学校敷地内（校門付近も含む）、全面禁煙・火気厳禁。
- ・利用中の水分補給以外の飲食禁止。
- ・利用にかかる駐車場の担保はできません。
- ・利用にかかる学校備品の借用は原則不可。
- ・施設利用後の整備・点検等は利用時間内に各団体で行うこと。
- ・施設及び設備等の破損や亡失は、過失の場合も弁償となる。

②体育館・柔剣道場利用団体

- ・館内は土足禁止。
- ・ボールを蹴る等、施設破損の恐れがある行為禁止。※フットサルの新規登録不可

③運動場利用団体

- ・スパイクシューズ（金属）の使用禁止。
- ・使用後はグラウンド整備を行うこと。

上記のほか、本事業の規則及び教育委員会の指示事項を遵守のうえ利用してください。